

遠野市監査委員告示第4号

平成30年4月23日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資 光

遠野市監査委員 瀧 本 孝 一

平成30年度定期監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）結果報告書

1 監査の目的

定期監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき財産管理事務に属する有価証券、岩手県収入証紙及び水道事業貯蔵品の出納及び保管に関して、同法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り合理的かつ効率的に行われているかどうかを目的に実施した。

2 監査の期日及び監査項目

- (1) 監査期日 平成30年4月12日（木曜日）
- (2) 監査項目 平成29年度末現在の有価証券等、岩手県収入証紙及び水道事業貯蔵品の出納及び保管状況
- (3) 対象課等 総務企画部（財政担当）、会計課、市民課及び水道事務所

3 監査の手順

監査書類の提出又は提示を求め、その内容について照合確認するとともに、対象課等の職員から説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

対 象 課 等	監 査 項 目	監 査 結 果
経 営 企 画 部 （財政担当） 会 計 課	有価証券等に係る市有財産の管理、取得処分及び保管状況に関すること。	有価証券等は、適切に保管管理されている。 また、単元未満株について、市に最も有利な取り扱いはどうであるかを十分に検討のうえで処分されている。
市 民 課	岩手県収入証紙の出納及び保管状況に関すること。	岩手県収入証紙は、適切に保管管理されている。 また、人為ミス防止のために長年継続して使用していた出納管理用フォーマットを作り直すなど、事務改善の工夫及び努力が行われている。
水 道 事 務 所	水道事業貯蔵品の出納及び保管状況に関すること。	貯蔵品は、いずれの倉庫においても整然と保管され、種々多様な品目を番号札を使って効率的に管理する工夫がされている。

